

選手・指導者研さん活動助成

我が国における優秀な選手及びその指導者等が行う競技技術等の向上や将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を身に付ける研さん活動に対して助成を行うことにより、選手及びその指導者等の能力育成を図ることを目的としています。

選手・指導者 研さん活動助成	(ア) 海外研さん活動	海外留学等海外における研さん活動を対象	P.2-3参照
	(イ) 能力育成教育	職業や实际生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育を対象	P.4-5参照

<留意事項>

- ※ 助成対象者は選手や指導者等個人となります。
- ※ JOCにおいて競技団体と協議の上、推薦のあった選手や指導者等を助成対象者とします。
- ※ 競技団体から推薦いただく必要がありますが、財政的な負担はありません。
- ※ アスリート助成の受給者であっても、選手・指導者研さん活動助成を受けることができます。
- ※ アスリート助成とは異なり、奨励金ではありませんので、収支に関する証拠書類の提出が必要になります。
- ※ 助成対象者はJSCの広報活動へのご協力をお願いします。

「選手・指導者研さん活動助成」の募集は令和6年4月以降になる予定です。令和6年度の募集にあたり、スケジュール・手続きの流れなど大幅な制度変更の予定はありませんので、JSCホームページに掲載しております、令和5年度版の「受給手続きの手引」等を参考にしてください。

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin/tabid/118/Default.aspx>

(ア) 海外研さん活動

対象活動	選手及びその指導者等が競技技術等の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動
対象者	以下のいずれかを満たし、JOCにおいてNFと協議の上、推薦のあった者 ・ JOCがエリートA・B又はユースエリートに認定した選手 ・ JOCが特に推薦するJOCが認定した強化スタッフ
対象期間	原則として6か月以内（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間に実施するもの）
対象経費	旅費（渡航に係る国内旅費）、渡航費（エコノミークラス）、滞在費（日当及び宿泊料） ※旅費、渡航費は1往復分のみ ※令和5年度において対象経費としていたコロナ対策経費は対象外

対象となる研さん活動の例

- 海外の大学に留学し、大学リーグに挑戦する。
- 海外チームに加入し、海外リーグに挑戦する。
- 海外の大会を個人で転戦し、実戦経験を積む。
- 海外の指導者のもとでトレーニングを行い、技術等を習得する。
- 競技環境の整う海外のトレーニング施設等でトレーニングを行う。

※ NF主催の強化合宿やNF派遣の大会等、他の補助金・助成金等の対象となる活動は本助成の対象となりません。

※ 国内ではなく海外にて研さん活動を行う目的が明確であり、競技力向上に資する活動が対象となります。

よくある質問（海外研さん活動）

Q：助成金に上限額はありますか。

→ 助成金の額に上限はありません。ただし、研さん活動が6か月を超える場合であっても、助成対象となる期間は6か月以内です。6か月を超えて発生する経費は自己負担となります。

Q：助成金はどのように算定しますか。

→ 旅費、渡航費は実費弁償となります。滞在費（日当及び宿泊料）は定額ですが、研さん地の国や都市に応じて金額が異なります。また、宿泊場所を提供される場合、宿泊料は対象外です。

【滞在費（日当及び宿泊料）の算定例】（国家公務員等の旅費に関する法律に規定する額による。）

○北米（アメリカ・カナダ等）、ヨーロッパ（イギリス・フランス・スイス等）：17,800円/日

○オセアニア（オーストラリア・ニュージーランド等）：14,400円/日

※滞在日数が30日を超える場合（31～60日）は上記単価から10%、60日を超える場合（61日以降）は20%減額

Q：研さん活動の拠点が複数あり、国が異なります。その場合も助成対象となりますか。

→ 研さん活動の拠点が複数ある場合であっても、対象となります。ただし、拠点間の移動に係る渡航費等は対象外です。

Q：大会遠征等で研さん活動を中断する（研さん地を離れる）必要があります。その場合も助成対象となりますか。

→ 一時的に研さん地を離れることは問題ありませんが、研さん活動を行っていない期間については、助成対象期間に含めません。なお、日本と研さん地を複数回往復した場合であっても、助成対象となる渡航費等は、1往復分に限りません。また、NF招集である等、強化費や他の補助金の対象となっている渡航費については、本助成の対象外です。

Q：指導者だけの研さん活動も対象となりますか。

→ 指導者だけの活動は本助成の対象外です。選手とその指導者が一緒に行う研さん活動は対象となります。

Q：助成対象者の「エリートA・B、ユースエリート」に該当しているかどのように調べればよいですか。

→ エリートA・B、ユースエリートに該当するかどうかについては、JOCへお問合せください。

対象者層としては、JOC強化指定選手のうち、直近のオリンピック・世界選手権のメダリストや連続入賞の選手、特に将来有望な選手等となります。

(イ) 能力育成教育

対象活動	選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育（学校教育法第1条に定める大学、高等専門学校及び同法第124条に定める専修学校における教育）
対象者	原則として、以下のいずれかを満たし、JOCにおいてNFと協議の上、推薦のあった者 ・ JOCがエリートA若しくはエリートBに認定した選手又は選手であった者 ・ スポーツ功労者顕彰、オリンピック競技大会優秀者顕彰、オリンピック競技大会入賞者等表彰、国際競技大会優秀者等表彰、ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰のいずれかの受章者
対象期間	原則として2か年度以内（交付の申請は事業年度毎）
対象経費	入学金・授業料等 ※個人の研究に係る費用は対象外 ※修士課程、博士課程等の履修教育機関に応じた限度額あり

対象となる学校教育の例

- 競技活動と並行して、将来のキャリア（指導者・教員・研究職等）のため、大学院等に進学する。
- 競技引退後、将来のキャリア（指導者・教員・研究職等）のため、大学院等に進学する。

専攻分野の例（過去実績）

- コーチング、トレーニング科学、スポーツマネジメント、スポーツ社会学、教育学、栄養学 等

※ 他の奨学金や学費免除の対象となっている学校教育については本助成の対象外です。

※ 進学後（例：修士課程2年目～、博士課程3年目～）の申請も可能です。

※ 助成対象者は年間30日以上、スポーツに関する社会貢献活動を行っていただく必要があります。

よくある質問（能力育成教育）

Q：助成金に上限額はありますか。

- 履修教育機関に依じて、以下のとおり限度額を定めています。
 大学・大学院（修士）1,920,000円、大学院（博士）2,160,000円、大学院（専門職学位）2,400,000円、
 短期大学・高等専門学校・専修学校 1,680,000円

Q：助成金はどのように算定しますか。

- 全て実費弁償となります。主な対象経費は入学金や授業料となりますが、通学費（授業期間中）や、履修教育機関から指示された場合に限り、教科書代といった消耗品費等も対象となります。ただし、個人の研究に係る経費（学会参加費や論文投稿費用、研究備品費等）は対象外です。

【算定例】入学金（実費）200,000円 + 授業料前期・後期（実費）500,000円×2 = 1,200,000円

Q：年間30日以上実施しなければならないスポーツに関する社会貢献活動とはどのようなものですか。

- 活動内容に指定はありませんが、スポーツ教室や講演会、スポーツ指導といった活動を行われる方が多いです。

Q：助成対象者に該当しているかどうかのように調べればよいですか。

- エリートA・Bに該当するかどうかについては、JOCへお問合せください。顕彰・表彰については、各顕彰・表彰規程をご確認ください。対象者層としては、オリンピック・世界選手権のメダリストや連続入賞の選手、ユニバーシアード・アジア大会・ジュニア世界選手権優勝者、ユースオリンピックメダリスト等となります。